

商工会ニュース 3月

事業計画策定セミナーを開催しました

2月10日、東出雲町商工会館において事業計画策定セミナーが開催されました。このセミナーは(株)アテナソリューション代表取締役の立石裕明氏を講師に招き、23名の皆様に受講いただきました。

講演の中で立石先生は「小規模企業振興基本法が3年前に施行されて以降、大きく世の中の流れが変わり、国や地方自治体が小規模企業に特化した施策をするようになった。それを十分に活用するためにまず経営計画が必要。計画を立てるには現在の事業のうち、売上ばかりで利益の少ない事業、逆に売上は少額だが利益のある事業を見つけ、優先すべきものをはっきりさせることで無駄を減らす。経営者がその管理を徹底することにより中長期計画、事業承継の形が見えてくる」とわかりやすく講演頂きました。

受講された皆様がこの機会に経営計画を作成し新しい取組みを始めて頂けたら幸いです。



工業部会県外視察研修を行いました



工業部会では2月14日と15日、福山市で開催されたビジネス交流フェアと備後地域の企業視察を行いました。福山商工会議所が主催する

ビジネス交流フェアは今回で7回目。同フェアには企業や大学関係者ら約500人が参加し個別商談や名刺交換、交流会、基調講演会が行われました。

備後地域の企業視察では、岡山県浅口市の倉敷ボーリング機工(株)と福山市の福山熱錬工業(株)を訪問。倉敷ボーリング機工は溶射加工を得意とする国内トップクラスの企業。福山熱錬工業は従業員330人超の中国地方一の熱処理加工を手掛ける。両企業とも現場改善に努め常に研究開発を行う素晴らしい会社でした。



最低賃金引き上げ支援

業務改善助成金について

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部が助成されます。

■支給対象者

事業場内最低賃金 1,000円未満の全国 47 都道府県に事業場を設置している中小企業・小規模事業者

■支給の要件

事業実施計画を策定すること・事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、賃金を支払うこと・解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

■助成額、お申し込みについては

東出雲町商工会【担当】長岡・伊藤まで
お問い合わせください



市県民税申告相談会について

平成29年度(28年分)の市県民税申告相談が、くにびきメッセ・公民館等で行われます。それぞれの受付期間、受付時間は下記のとおりです。

◆くにびきメッセ 多目的ホールでの受付について

○期 間：2月16日(木)から
3月15日(水)までの平日

※但し、2月19日(日)および
2月26日(日)は受け付けます

○受付時間：9時～11時、13時～16時

◆東出雲ふれあい会館での受付について

○期 間：3/6(月)～10(金)、13(月)、14(火)

○受付時間：9:30～11:00、13:00～15:00



商工会ニュースをご利用下さい

企業PR（折込みのご案内）

毎月会員の皆様にお届けする商工会ニュースと一緒に、会社のPR・イベント案内やお得な情報などのチラシ折込みを行っています。

毎月**17日まで**に、折込むチラシを**350部**お持ち下さい。

なお折込み費用は無料ですが、必要部数のチラシは用意していただきます。その際、商工会の印刷機（モノのみ）を実費で使われても結構です。

（印刷費：1枚5円（片面・モノ）※両面印刷の場合、裏面は2円

※用紙持ち込みの場合は表面・裏面いずれも2円）

チラシは**A4サイズ**
でお願いします



問合せ：商工会【福田】

ジョイメイトしまねが社員の皆様の福利厚生をサポートします！

●会費：一人月額**1,000円**（年間12,000円）

○ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。



ニュース掲載ツアー
1,000円～10,000円割引

5年に1度
永年勤続
5,000円～10,000円給付

健康診断6,000円補助

宿泊付き
忘新年会2,000円補助

割引指定店5%以上割引

ツアー2,000円割引

隠岐汽船1,000円割引

抽選で
お食事割引券
1,500円プレゼント

隔年
熟年夫婦旅行
10,000円補助

インフルエンザ予防接種
500円補助

祝い金・見舞金等給付

各種チケット購入補助

「2,100事業所・27,000人をサポート中」まずはお電話下さい！ ジョイメイトしまね ☎(0852)28-6555

経営者のための退職金制度です！

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）

または会社等の役員の方が廃業や

退職後の生活資金、事業再建資金を

あらかじめ準備しておく共済制度です。

おかげさまで、今年50周年を迎えました。

50th

制度の特長

① 全国**125万人**が加入

昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約125万人が加入しています。（H27.3末現在）

② 掛金は**全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も**税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

